

平成 22 年太子町要綱第 3 号

太子町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）又は戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実の通知及び証明をする制度（以下「本人通知等制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害防止の一助とすることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 住民基本台帳法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書及び消除された戸籍の附票の写し

(2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本、磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 住民基本台帳法第 12 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人

(2) 住民基本台帳法第 12 条の 3 又は第 20 条（第 1 項及び第 2 項を除く。）の規定により住民票の写し等を請求する者

(3) 戸籍法第 10 条第 1 項又は同法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人

(4) 戸籍法第 10 条の 2（第 2 項を除く。以下同じ。）又は同法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条の 2 の規定により住民票の写し等を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知等制度の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 住民基本台帳法の規定により本町の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録されている者を含む。）

(2) 戸籍法の規定により本町が作成した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失そう宣告を受けた者は、対象としない。

(事前登録の申し込み等)

第4条 本人通知等制度の利用を希望する者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ太子町本人通知等制度事前登録申込書（様式第1号）により、町長に登録（以下「事前登録」という。）を申し込まなければならない。

2 前項の場合において、申込者は、本人による申し込みであることを証するため、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等（写真が貼付されたものに限る。）その他本人であることを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、登録希望者がやむを得ない理由により同項の書類のいずれかを提示できない場合にあつては、登録希望者が本人であることの説明を求め、又は同項の書類に準ずるものとして町長が適当と認める方法により、本人であることの確認を行うものとする。

4 第1項の申し込みを代理人によりしようとするときは、前2項に定めるもののほか、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本町に備え付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者 委任状

5 申込者は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の申し込みをすることができる。

(事前登録等)

第5条 町長は、前条の申し込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、太子町本人通知等制度事前登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

2 町長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

(事前登録の変更等)

第6条 事前登録者は、氏名、住所、その他事前登録をした内容に変更が生じたとき、又は事前登録を廃止しようとするときは、太子町本人通知等制度事前登録（変更・廃止）届出書（様式第3号）により町長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の届出について準用する。

(本人通知)

第7条 町長は、第三者からの請求により事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、太子町住民票の写し等交付通知書（様式第4号）により当該事前登録者にその旨を通知するものとする。

(証明書の交付申請)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、住民票の写し等を交付した事実の証明を必要とするときは、太子町住民票の写し等交付事実証明書交付申請書（様式第5号）に前条の通知書を添えて町長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、前条の通知日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、期限の末日が太子町の休日に関する条例（平成元年太子町条例第20号）に規定する休日に当たるときは、その翌日までに申請しなければならない。

3 第4条第2項から第5項までの規定は、第1項の申請について準用する。

(証明書の交付等)

第9条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、次に掲げる事項を記載した太子町住民票の写し等交付事実証明書（様式第6号）を当該申請をした者に交付するものとする。

(1) 住民票の写し等の交付年月日

(2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数

(3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別

(4) 自己の代理人による交付の場合にあっては、その氏名及び住所

2 前項の証明書の交付に係る手数料は、太子町手数料条例（平成12年太子町条例第7号）の定めるところによる。

（事前登録の廃止）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事前登録を廃止するものとする。

(1) 第6条の規定による廃止の届出があったとき。

(2) 事前登録者が死亡し、又は失そう宣告を受けたとき。

(3) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。

(4) その他町長が特に事前登録を廃止する必要があると認めたとき。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月8日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱の改正前の太子町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第5条の規定により太子町本人通知制度事前登録者名簿に登録されている者は、この要綱による改正後の太子町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第5条の規定により登録されたものとみなす。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。